

第1号議案

財産の取得の変更

新城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年新城市条例第61号）第3条の規定により、次の財産の取得の変更について議会の議決を求める。

平成30年2月1日提出

新城市長 穂積亮次

1 取得の目的	庁舎用
2 品名及び数量	カウンター 一式 デスク 一式 収納庫 一式
3 変更前取得金額	98,820,000円
4 変更後取得金額	92,465,280円
5 今回変更による減額	6,354,720円
6 契約の相手方	新城市川田字本宮道109番地1 株式会社新城家具販売 代表取締役 鈴木 勉

理由

この案を提出するのは、新庁舎の執務スペースに整備する什器類の取得金額を変更するため必要があるからである。